

公布された感染症法 結核関係新旧対照表

(日本細菌学会BS委員会 谷口委員作成:2006年11月24日)2007年4月17日一部追加修正

項目	2006年12月8日に公布された感染症法	結核予防法	
病原体の定義	結核菌	四種病原体	
	多剤耐性結核菌 (INH及びRFP耐性)	三種病原体	
疾患の定義	結核	二類感染症	
感染症指定医療機関	結核指定医療機関	○	
	指定する者	都道府県知事	
結核予防法		厚生労働大臣又は都道府県知事	
感染症に関する情報の収集及び公表			
医師の届出義務	期限	直ちに	
	届出先	最寄りの保健所長→都道府県知事	
	届出の必要な場合	結核患者又は無症状病原体保有者	結核患者
		当該感染症により死亡した者の死体を検案したとき 慢性感染症患者	× ×
指定届出機関の指定	都道府県知指定	○	
指定届出機関管理者の義務	医師の診断により都道府県知事へ届出	○	
情報の公表		厚生労働大臣および都道府県知事	
協力の要請		厚生労働大臣および都道府県知事	
健康診断、就業規制及び入院			
定期外健診		○	
就業制限	都道府県知事の書面による通知	○	
	従業禁止	患者及び無症状病原体保有者	
	禁止対象者でなくなったことの確認	可能	
入院	患者への勧告及び措置による入院、転院	○	
	上記入院期間	合計72時間以内	
	入院患者へ勧告した時の入院期間	三十日以内	
	入院患者への措置入院期間	十日以内	
	入院患者への転院とその期間	勧告又は措置による入院した日から起算して十日以内	
	上記入院期間の延長	十日以内(勧告入院にあっては三十日以内)	
	患者又はその保護者への要説明	○	
結核の審査に関する協議会	委員構成(右三人以上で構成)	指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 (指定医療機関の医師を除く。) 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者	
	都道府県知事の諮問に応じ審議する事項	通知 勧告 入院期間の延長 申請に基づく費用負担 報告	
結核の予防に関する事業に従事する者 結核患者の医療に関する事業に従事する者 医療以外の学識経験を有する者			
結核の審査に関する協議会		従業禁止 入所命令 一般患者の医療費の申請	
都道府県知事に対する苦情の申出	患者が受けた処遇について	勧告または措置による入院患者又はその保護者	
厚生労働大臣への審査請求の特例		措置入院又は指定医療機関への転院患者(入院の期間が三十日を超えるもの)又はその保護者	
消毒その他の措置			
医師による消毒の指示		×	
都道府県知事の命による場所、物件の消毒廃棄	措置の場合の実施者	○	
都道府県知事の指示による場所、物件の消毒廃棄	措置の場合の実施者	市町村または都道府県職員	
消毒廃棄に伴う損失補償		×	
医療		○	
都道府県の医療費負担		○	
結核療養所の設置及び拡張の勧告		×	
機関指定の取り消し		都道府県知事	
診療報酬の請求、支払、審査など		○	
結核			
結核定期健診	実施日程	○	
	健診対象者以外の健診	○	
	技術的基準の適合	○	
	健診回数	○	
	受診義務	○	
	保護者の義務	○	
	他で受けた健診の扱い	○	
	定期健診未受診者への措置	○	
	定期健診に関する記録	○	
	健診実施の通報又は報告	○	
	保健所長と他の行政機関との協議	○	
	厚生労働省令への委任	○	
	管轄区域外の結核患者届出の通知	都道府県知事→管轄する保健所長に通知	保健所長→管轄する保健所長に通報
病院管理者の届出	患者の入退院	○	
管轄区域外の結核患者入退院届出の通知	保健所長→管轄する保健所長に通報	○	
結核登録票	保健所長が備え、届出または通知があったものについて記録	○	
結核登録票記載事項等		○	
精密検査	保健所長→結核登録票に登録されている者	○	
家庭訪問指導	保健所長→保健師又は職員→結核登録票に登録されている者	○	
医師の指示	患者本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者	○	

項目	2006年12月8日に公布された感染症法	結核予防法
費用負担		
市町村の支弁すべき費用	都道府県知事命による病原体に汚染された場所の消毒、病原体に汚染された物件の消毒等 ○	×
	定期健診に要する費用 ○	○
	予防接種に関する費用 予防接種法参照	○
都道府県の支弁すべき費用	結核患者の医療費 ○	○
	入院勧告、入院措置による医療費 ○	○
	緊急時の医療費 ○	○
	感染症発生動向の把握等に要する事務費 ○	×
	就業制限、入退院の適用の有無の確認に要する費用 ○	×
	移送費 ○	都道府県知事が認めたもの
	都道府県関連施設における定期健診費用 ○	○
	保健所長が行う精密検査費用 ○	○
	定期外健診費用 ○	○
	定期外予防接種費用 ×	○
	職員による患者家屋の消毒、患者物件の消毒廃棄 ○	○
	患者物件の消毒廃棄規定による損失補償費用 ×	○
事業者の支弁すべき費用	定期健診に要する費用 ○	○
学校又は施設の設置者の支弁すべき費用	定期健診に要する費用 ○	○
都道府県の負担	都道府県知事命による市町村の病原体に汚染された場所の消毒、病原体に汚染された物件の消毒等 ○(2/3を負担)	×
	予防接種による健康被害の救済に係る費用 予防接種法参照	○
都道府県の補助	学校又は施設の設置者の支弁する定期健診に要する費用 ○(2/3を補助)	○
国の負担	入院勧告、入院措置による医療費 ○(3/4を負担)	○
	緊急時の医療費 ○(3/4を負担)	○
	感染症発生動向の把握等に要する事務費 ○(1/2を負担)	×
	定期外健診費用 ○(1/2を負担)	×
	就業制限、入退院の適用の有無の確認に要する費用 ○(1/2を負担)	×
	移送費 ○(1/2を負担)	×
	消毒に要する費用 ○(1/2を負担)	×
	物件に係る措置 ○(1/2を負担)	×
	保健所長が行う精密検査費用 ○(1/2を負担)	×
	予防接種による健康被害の救済に係る費用 予防接種法参照	○
国の補助	結核患者の医療費 ○(1/2を補助)	○
	緊急時の医療費 ○(1/2を補助)	○
	結核指定医療機関の設置及び運営に要する費用 ×	○
	定期外健診費用 ×	○
	定期外予防接種費用 ×	○
	保健所長が行う精密検査費用 ×	○
	家屋及び物件の消毒廃棄などの職員措置費用 ×	○
	患者物件の消毒廃棄規定による損失補償費用 ×	○
罰則		
罰則	一年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ○	○
	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(関係者が秘密を洩らした場合) ○	×
	300万円以下の罰金 ○	×
	100万円以下の罰金 ○	×
	50万円以下の罰金 ○	○
	行為者を罰するほか、その法人又は業務を行わせた人に対しても、同条の罰金刑を科する ○	×
予防接種		
予防接種	予防接種法で定める	結核予防法で定める

* 黄枠は項目、緑枠は内容が異なるものを示す

赤字は、新たに追加した記載

注: 詳細は、必ず法律の原文を御確認下さい。

○: 該当事項あり、×: 該当事項なし

新法と結核予防法の両方が○のときは、従前の結核予防法と同様の内容
特定病原体等(三種病原体、所持者の義務など)については本表では未記載